

議案第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 22 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 23 年 5 月 10 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年度狭山市一般会計補正予算（第5号）

補正予算別紙のとおり

平成23年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成22年度狭山市一般会計補正予算（第5号）

平成22年度狭山市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,309,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,986,125	418,411	5,404,536
	2 国庫補助金	609,672	418,411	1,028,083
17 財産収入		114,421	162,861	277,282
	1 財産運用収入	26,838	2,611	29,449
	2 財産売払収入	87,583	160,250	247,833
18 寄附金		5,320	4,075	9,395
	1 寄附金	5,320	4,075	9,395
19 繰入金		3,905,629	13,200	3,918,829
	1 特別会計繰入金	192,544	13,200	205,744
歳入合計		45,711,178	598,547	46,309,725

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,704,216	599,478	10,303,694
	1 総務管理費	8,360,769	599,478	8,960,247
10 教育費		4,949,936	0	4,949,936
	3 中学校費	885,950	0	885,950
12 諸支出金		15,714	931	14,783
	2 土地開発基金繰出金	15,704	931	14,773
歳出合計		45,711,178	598,547	46,309,725

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	共同受信施設移設事業	3,138
		入間基地周辺共同受信施設設置事業	418,411
8 土木費	2 道路橋りょう費	急傾斜地崩壊対策事業	800
		一般市道道路改良事業	24,356
	3 都市計画費	新都市機能ゾーン区画道路築造事業	4,444
		狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業	238,540
		狭山市駅駅前公衆トイレ設置事業	2,205
		狭山市駅東口駅前広場改良事業	2,733
		狭山市駅霞野線整備事業	2,000
		狭山市駅上諏訪線整備事業	26,850
		笹井柏原線整備事業	88,098
	4 住宅費	市営住宅地上デジタル放送受信改修事業	2,800
10 教育費	1 教育総務費	教育振興基本計画策定事業	2,720
	2 小学校費	小学校プール改修事業	21,923
		小学校耐震補強事業	11,477
	3 中学校費	中学校耐震補強事業	67,735
	5 社会教育費	生涯学習基本計画策定事業	1,890
	6 保健体育費	第一学校給食センター解体事業	33,150